意見書

無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った(平成20年2月21日)結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 20 年 3 月 12 日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意 見

無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

- 1 改正案の内容
 - (1) 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部を改正する省令案
 - ア 改正内容
 - 一 実験局を拡大した実験試験局について、試験及び調査の遂行能力等を免許の審 査事項とすること。(第6条関係)
 - 二 その他規定の整備をすること。
 - イ 施行期日等
 - 一 放送法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 136 号)及び同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を規定すること。
 - (2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案
 - ア 改正内容
 - 一 混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結に関する あっせん・仲裁の対象となる無線局が目的とする業務を定めること。 (第 20 条 の 2 関係)
 - 二 その他規定の整備をすること。
 - イ 施行期日等
 - 一 放送法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 136 号)及び同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を規定すること。
 - (3) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
 - ア 改正内容
 - 一 混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容は、既に免 許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局

の免許を申請しようとする場合には、その記載を省略することができることとすること。 (第 15 条関係)

二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

- 一 放送法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 136 号)及び同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- (4) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 免許人等は、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する協議の申入れがあったときは、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に 当該協議が調うよう努めなければならないこととすること。(第4条の2関係)
- 二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

- 一 放送法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 136 号)及び同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を規定すること。

2 総務省の陳述の大要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、平成19年12月28日に公布及び一部施行となった放送法等の一部を改正する 法律のうち電波法及び電気通信事業法の改正に関し、関係省令の整備を行うものである。 改正内容の1点目は、実験等無線局制度の創設に伴い、実験試験局(放送を行わない 実験等無線局。)の免許の審査事項を定めるため、無線局(放送局を除く。)の開設の根 本的基準第6条第1項を改正することである。

2 点目は、無線局の開設等に関し、あっせん・仲裁制度の対象となる無線局が目的としている業務、あっせん・仲裁が行われる契機となる変更事項を電波法施行規則に規定し、また、混信防止契約の締結について、協議の申入れがあった場合に、誠実な協議を行うことを無線局の免許人等について義務付けることを無線局運用規則に規定することである。

3点目は、無線局免許手続規則第15条第2項等において、無線局免許等の申請書の添付書類とされた混信防止契約について、既に免許等を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である場合、その記載を省略することができることとするものである。

4 点目は、無線局の運用者の変更制度の創設に関し、主任無線従事者が職務として意見を述べる対象として、登録局の運用人を追加するため、電波法施行規則の改正を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛	否	備	考
社団法人電波産業会	賛	成		

第3 理由

本件は、電波法の改正に伴い、無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準、電波法施 行規則、無線局免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

第 168 回臨時国会において、放送法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 136 号) が成立し、電波法及び電気通信事業法に関して次のような改正が行われた。

1 実験無線局制度の拡大

実験無線局制度を拡大し、実現段階にある技術に係る試験や新サービスのニーズ調査のための無線局開設を可能とする。

2 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設

無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進する。

3 無線局の運用者の変更制度の創設

免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設し、非常時の通信のための無線設備の応援部隊等に対する貸出しや高出力のトランシーバのイベント会場、建設現場等における貸出し等を可能とする。

今回の改正は、改正された電波法の施行に伴って必要となる関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準の改正案では、実験試験局(放送を行わない実験等無線局。)について、試験及び調査の遂行能力等を免許の審査事項とすること等の改正を行っているが、これらは実験無線局制度の拡大に必要な措置であり、改正内容は適当と認められる。

電波法施行規則の改正案では、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結に関し、あっせん・仲裁の対象となる無線局が目的とする業務等を定めているが、これらは無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に必要な規定であり、改正内容は適当である。また、主任無線従事者がその職務として意見を述べる対象に、登録局を運用する登録人以外の者を加えているが、これは登録人以外の者による登録局の運用に伴う措置であり、改正内容は適当と認められる。

無線局免許手続規則の改正案では、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容は、既に免許等を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許等を申請しようとする場合には、その記載を省略することができることとすることとしているが、これはあっせん・仲裁制度の創設に伴う措置であり、改正内容は適当と認められる。

無線局運用規則の改正案では、免許人等は、混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する協議の申入れがあったときは、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととしているが、これらは無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う措置であり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。